

環境基本法（改正後 改正提案部分下線）

目次

第一章 総則(第一条—第十三条)

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針(第十四条)

第二節 環境基本計画(第十五条)

第三節 環境基準(第十六条)

第四節 特定地域における公害の防止(第十七条・第十八条)

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等(第十九条—第二十四条)

第六節 意思決定への参画、環境に関する情報及び被害の救済等(第二十五条—第三十一条の四)

第七節 地球環境保全等に関する国際協力等(第三十二条—第三十五条)

第八節 地方公共団体の施策(第三十六条・第三十六条の二)

第九節 費用負担等(第三十七条—第四十条の二)

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(第四十一条—第四十四条)

第二節 公害対策会議(第四十五条・第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。第二十一条第一項第一号において同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除

く。以下同じ。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(現在及び将来の世代の人々の環境への権利)

第二条の二 環境の保全は、清浄で健康的かつ持続可能な環境において生活することが、現在及び将来の世代の人々の生まれながらの権利であることを踏まえて行われなければならない。

(国の環境保全の尊重)

第二条の三 環境の保全は、国において、最大の尊重を必要とする。

(環境に関わる情報の公開)

第二条の四 環境の状況及び汚染物質の排出に関する情報その他の環境の保全に関する情報は、正しくかつ適時に広く公開及び提供されなければならない。人間の健康又は環境への差し迫った脅威がある場合、関係する者がその脅威により発生する損害を防止又は緩和する措置を適切に実施することができるよう、その脅威に関し、国、地方公共団体、独立行政法人等の政府機関が保有する情報は、影響を受けるおそれのある関係者に速やかに提供されなければならない。

2 国は、環境の保全に関する施策の立案及び実施の過程に関する情報を公開しなければならない。

(参加の原則)

第二条の五 第二条の二の権利を実現するため、環境の保全は、必要な情報及び教育の機会が提供されること並びに環境保全に関する政策及び事業に意見が適切に反映されることが、すべての者の権利として保障されるよう行われなければならない。

2 何人も、国に対し環境に関わる情報の公開を求めることができ、国はその求めに応じ、当該情報を正しくかつ適時に提供しなければならない。

3 環境に影響を及ぼす政策及び事業については、その検討、立案、決定及び実施の各段階において広く一般の意見を求め、これを十分考慮した上で行わなければならない。

4 第二条の二の権利又は第一項の権利が侵害され又は環境に損害が生じた場合には、環境保全に係る紛争に関するあっせん、調停、訴訟その他の措置により、被害の救済が図られなければならない。

5 前四項の規定に関し、関係する者の能力の向上を図るための教育及び研修の機会が提供されなければならない。

(環境の恵沢の享受と継承等)

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

(環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築)

第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の参画、公平な役割分担及び協働の下に自主的かつ積極的に行われるようになること及び環境への負荷を生じさせた者によりその負荷の低減が行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済を実現し、持続可能な社会が構築されることを旨として、行われなければならない。

(科学的知見の充実、未然防止及び予防的対策)

第四条の二 環境の保全は、科学的知見を充実しつつ、環境の保全上の支障が未然に防がれること及び深刻な又は不可逆的な被害のおそれがあると予想されるが科学的証拠が不十分か決定的でなく又は不確実である場合には、対策をとらないときに予想される悪影響に応じて暫定的かつ比例的な予防的対策を講じることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)

第五条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

(女性、若者等への配慮、参画)

第五条の二 環境が損なわれることにより、女性、若者、子ども、高齢者、障害者、先住民等により大きな影響が生じるおそれがあることにかんがみ、環境の保全は、これらの者に配慮するとともに、これらの者の意見を踏まえて行われなければならない。

(国の責務)

第六条 国は、第二条の二の権利を保護するとともに前五条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、第二条の二の権利を保護するとともに基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第八条 事業者は、第二条の二の権利を尊重するとともに基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、第二条の二の権利を尊重するとともに基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、第二条の二の権利を尊重するとともに基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、第二条の二の権利を尊重するとともに基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
- 5 前四項に定めるもののほか、事業者は、第二条の二の権利を尊重するとともに基本理念にのっとり、その事業活動及び事業活動に係る製品その他の物の原材料の調達、使用又は廃棄若しくはサービスの提供により発生する環境負荷に関する情報並びにその事業(事業の戦略も含む)の環境影響評価に関わる情報を公開する責務を有する。

(国民の責務)

- 第九条 国民は、第二条の二の権利を尊重するとともに基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、国民は、第二条の二の権利を尊重するとともに基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境団体の責務)

- 第九条の二 環境団体(環境保全のための活動を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。)は、第二条の二の権利を尊重するとともに基本理念にのっとり、この法律の施行に関し、情報の収集及び提供、施策の立案及び実施に関する意見の表明、教育の実施、違法行為の監視及び是正等環境の保全に関する活動を行うものとする。
- 2 前項の環境団体の活動については、政府及び地方公共団体は、環境の保全を推進するため、これらの活動を尊重し、必要な協力及び支援を行うものとする。

(連携、協働)

- 第九条の三 国は、環境の保全に当たっては、地方公共団体、事業者、国民、環境団体、環境の保全に関する専門的知見を有する者等と連携し、及び協働するよう努めなければならない。

(環境の日)

- 第十条 事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の日を設ける。
- 2 環境の日は、六月五日とする。

3 国及び地方公共団体は、環境の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第十三条 削除

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第十四条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第二節 環境基本計画

第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境大臣は、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、前項の規定により環境基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聞かなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

7 環境基本計画以外の国の計画は、環境保全に関しては、環境基本計画を基本とするものとする。

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であって政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準(航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。)の類型を当てはめる地域であって市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に係るもの(以下「公害の防止に関する施策」という。)を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

第四節 特定地域における公害の防止

(公害防止計画の作成)

第十七条 都道府県知事は、次のいずれかに該当する地域について、環境基本計画を基本として、当該地域において実施する公害の防止に関する施策に係る計画(以下「公害防止計画」という。)を作成することができる。

一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

(公害防止計画の達成の推進)

第十八条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等

(国の政策の策定等に当たっての配慮及び持続可能性協議会)

第十九条 国は、環境及び持続可能性に影響を及ぼすと認められる政策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び持続可能性について配慮しなければならない。国は、環境の保全及び持続可能性の観点から、自らこれらの政策を評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

2 国は、環境及び持続可能性に影響を及ぼすと認められる政策の策定に当たって、広く意見交換を行い、関係する者と協議を行うために必要な措置を講じなければならない。この協議に資するため、国は、環境の保全に関する専門家及び環境団体等の関係者を構成員とする持続可能性協議会を設け、環境及び持続可能性に影響を及ぼすと認められる政策の検討、策定及び実施について協議しなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- 一 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置
 - 二 土地利用に関し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に関し公害を防止するために必要な規制の措置
 - 三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
 - 四 採捕、損傷その他の行為であって、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
 - 五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるように努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十一条 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切

に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るように努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第二十二條 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第二十三條 国は、事業者に対し、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷について事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境への負荷の低減について適正に配慮することができるように技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による情報の公開のための措置)

第二十三條の二 国は、事業者が、その事業活動及び事業活動に係る製品その他の物の原材料の調達、使用又は廃棄若しくはサービスの提供により発生する環境負荷に関する情報並びにその事業(事業の戦略も含む)の環境影響評価に関わる情報を正しくかつ適時に公開することにより環境の保全を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第二十四條 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるため、必要な措置を講ずるものとする。

第六節 意思決定への参画、環境に関する情報及び被害の救済等

(環境及び持続可能性に関する意思決定への参加)

第二十五条 国は、環境及び持続可能性に影響を及ぼす政策、計画、規則、決定及び事業(以下、本条において「政策等」という。)について、その検討、策定及び実施のそれぞれの段階で、関連する情報を広く提供し、意見を求め、その意見を政策等の検討、策定及び実施において十分考慮しなければならない。

2 前項の意見を求めるに当たっては、国は、意見を政策等に適切に反映することができるよう、案の変更等の検討が可能な段階で意見を求めなければならない。

3 第一項の意見を求めるに当たっては、国は、提出しようとする者が政策等の案の内容を検討し意見を適切に提出することができるよう、意見提出のため十分な期間を確保するとともに、政策等の案及び関連する情報が容易に入手できるようにすることその他の措置を講じなければならない。

4 国は、提出された意見及び意見に対する考慮の結果を公表しなければならない。

(持続可能性評価、構想及び計画等に関するアセスメントの推進)

第二十五条の二 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響並びに事業に関わる地域の社会及び経済に与える影響について自ら適正に、代替案との比較を含む調査、予測又は評価を行うとともに、その事業に関わる地域の住民、専門家、環境団体その他の関係者(本条において「関係者等」という。)からの意見の聴取及び関係者等との協議を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び持続可能な社会の構築に適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、環境の保全及び持続可能な社会の構築のため、前項の事業が位置づけられる構想、計画その他の政策について、その策定に当たって環境及び社会経済への影響を評価するとともに、広く一般の意見を聴取し、関係者等と協議を行うために必要な措置を講じるものとする。

(国民及び環境団体の参画、提案及び支援)

第二十六条 国民及び環境団体は、環境の保全に関する施策の策定及び実施が適切に行われることに資するよう、国又は地方公共団体に対して、施策の策定及び実施に関する提案をすることができる。

2 国は、前項の提案があったときは、これを十分考慮するとともに、提案に関する検討の結果を公表しなければならない。

3 国は、国民及び環境団体が第一項の提案を適切に行うことができるよう、情報の提供、手続きの円滑化などの措置を講じなければならない。

4 国は、事業者、国民及び環境団体が行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(意見公募手続)

第二十六条の二 国は、環境の保全に関する命令、計画等を定めようとする場合には、その決定の手続きの早い段階で、当該命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見の提出先を明示し及び意見を検討し提出する十分な時間が確保できる期間を定め、広く一般の意見を求めなければならない。

2 国は、環境の保全に関する命令、計画等を定める際、前項の規定により提出された意見を適切に考慮するとともに、考慮した結果及びその理由を公表しなければならない。

(環境保全に関わる処分に応じた公聴会の開催及び理由の提示)

第二十六条の三 行政庁は、環境保全に関わる申請に対する処分その他の処分(以下本条において「環境保全に関わる処分」という。)をする場合には、公聴会の開催その他の適当な方法により広く意見を聴く機会を設けなければならない。

2 行政庁は、環境保全に関わる処分をする場合には、その処分の理由を広く公開しなければならない。

(協議会)

第二十六条の四 国は、地方公共団体、事業者、環境団体、国民等が連携、協働して環境保全に取り組むため、協議会を設置することができる。

2 前項の協議会は、必要な関係者により構成され、適切な専門的知識を有する者が参加し、会議内容の公開など透明性が確保された運営がされなければならない。

(環境に関わる情報の提供)

第二十七条 国は、環境の保全を図るために有効に活用されるよう、次二条に基づき得られた環境の状況その他の環境の保全に関する情報を集約し、インターネット等により広く提供しなければならない。

2 前項の環境の保全に関する情報は、最新の情報に更新され、目録等のデータベースに蓄積し、公開されなければならない。

(調査・情報収集の実施)

第二十八条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査及び環境の状況及び汚染に関する情報の収集を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十九条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(科学技術の振興)

第三十条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える恵沢を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十一条 国は、環境に係る紛争に関するあっせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他環境に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、環境に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。

第三十一条の二 国は、環境団体が第九条の二の活動を行うことにより環境の保全に貢献していることに鑑み、環境に係る訴訟に関し、別に法律の定めるところにより次に掲げる措置を講じなければならない。

一 環境団体が、環境保全上の支障となる行為の差止め、又は原状回復を請求すること。

二 環境団体が、行政庁の公権力の行使に関し、抗告訴訟を提起すること。この場合において、当該環境団体は、当該公権力の行使に関し、法律上の利益を有するものとする。

2 国は、環境に係る訴訟に関し、環境団体その他の環境保全を求める者(以下、「環境団体等」という。)が、低廉な費用で行うことができ、環境保全及び被害救済の観点から効果的に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

3 環境に係る訴訟においては、衡平の観点から、環境団体等に過度の立証の負担とならないよう配慮されなければならない。

4 国は、環境に係る訴訟の実効性を高めるために、訴訟手続に関する情報提供、環境団体等に対する財政的支援及びその他の障害を除去又は軽減するための措置を講じなければならない。

(政府職員等への情報提供、研修等)

第三十一条の三 国は、その職員及び関係者に対し、環境の保全に関する適切な施策の立案及び実施並びに環境の保全に関する施策の立案及び実施への参画及び協働を確保するため、必要な情報の提供及び研修を行わなければならない。

(環境への損害に関する取締り等)

第三十一条の四 国は、環境への損害が人類の生存基盤を損なうことを防止するため、環境に深刻な損害を与え又はそのおそれがある活動の規制及び損害の拡大の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第七節 地球環境保全等に関する国際協力等

(地球環境保全等に関する国際協力等)

第三十二条 国は、地球環境保全に関する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であって人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの(以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。)に資するための支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等(以下「地球環境保全等」という。)に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球

環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(監視、観測等に係る国際的な連携の確保等)

第三十三条 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るための国際的な連携を確保するように努めるとともに、地球環境保全等に関する調査及び試験研究の推進を図るための国際協力を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置)

第三十四条 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際協力の実施等に当たっての配慮)

第三十五条 国は、国際協力の実施に当たっては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するように努めなければならない。

2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるようにするため、その事業者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第八節 地方公共団体の施策

第三十六条 地方公共団体は、第五節及び第六節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

(情報公開及び参画に関する地方公共団体への支援)

第三十六条の二 国は、すべての関係する者に環境保全に関する情報の取得並びに環境保全に関する施策の立案及び実施への参画の機会を確保し、その促進及び維持向上を図るため、地方公共団体に対し、情報の提供、指針の策定その他の必要な支援を講ずるものとする。

第九節 費用負担等(第三十七条—第四十条の二)

(原因者負担)

第三十七条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障(以下この条において「公害等に係る支障」という。)を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者(以下この条において「公的事業主体」という。)により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

(受益者負担)

第三十八条 国及び地方公共団体は、自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者にその受益の限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第三十九条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(国及び地方公共団体の協力)

第四十条 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

(事務の区分)

第四十条の二 第十六条第二項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務(政令で定めるものを除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等

第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関

(中央環境審議会)

第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。

2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

- 二 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。
- 三 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)、瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成十二年法律第百十六号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)、生物多様性基本法(平成二十年法律第五十八号)、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)、水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)及び気候変動適応法(平成三十年法律第五十号)によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 中央環境審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。
- 4 中央環境審議会の委員には、環境の保全に関する学識を有する者及び環境団体の代表者が含まれなければならない。環境大臣は、中央環境審議会の委員の選定に関する基準を定め、公開しなければならない。
- 5 前三項に定めるもののほか、中央環境審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他中央環境審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

- 2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

第二節 公害対策会議

(設置及び所掌事務)

第四十五条 環境省に、特別の機関として、公害対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公害の防止に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

(組織等)

第四十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、環境大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣及びデジタル大臣のうちから、環境大臣の申出により、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、環境大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十三条及び第四十四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。